

別表7

第3条第9号に係る市民バス利用料（長福寺～希望ヶ丘）

（単位：円）

指定停留所				大桃酒店前 日立ニコト ランスミッ ション前				穀町 葵橋 寿町 旭町 幸町 市役所前				鳥新前 警察署前	都美容室前 坂田暁星高 校 学 校 町	川 船
	長福寺橋	上下条	早田区民会館前	下条簡易郵便局前	青柳米店前	丹屋酒店前	加茂駅前	駅前通	本町	加茂郵便局前	図書館前	加茂病院前	丸山商店前	希望ヶ丘
長福寺橋		150	150	150	150	150	150	170	180	190	200	220	260	280
上下条			150	150	150	150	150	150	150	170	180	190	230	250
早田区民会館前				150	150	150	150	150	150	150	170	180	220	240
下条簡易郵便局前					150	150	150	150	150	150	150	170	210	230
青柳米店前						150	150	150	150	150	150	170	200	220
丹屋酒店前							150	150	150	150	150	150	180	200
加茂駅前								150	150	150	150	150	150	180
駅前通									150	150	150	150	150	170
本町										150	150	150	150	170
加茂郵便局前											150	150	150	160
図書館前												150	150	150
加茂病院前													150	150
丸山商店前														150
回数券利用料	11回の乗車につき普通利用料10回分に相当する額													
通勤定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の50%に相当する額													
	2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額													
	3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額													
通学定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の30%に相当する額													
	2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額													
	3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額													
備考	1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。													
	2 小学生の利用料は、表中料金の半額とし、10円未満の端数は切り上げる。													
	3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。													